

		意向あり	意向なし
紹介受診重点外来の基準	満たす	1 紹介受診重点医療機関 * 「外来医療に係る協議の場」での確認	2 「外来医療に係る協議の場」での協議
	満たさない	3 「外来医療に係る協議の場」での協議	

「外来医療に係る協議の場」での協議

地域性や医療機関の特性等を考慮して協議（1回目）

協議を再度実施（2回目）

医療機関の意向と異なる結論となった場合

【紹介受診重点外来の基準と医療機関の意向の考え方】

1 「紹介受診重点外来の基準を満たす×意向あり」の場合

- 特別な事情がない限り、紹介受診重点医療機関となることが想定される。

2 「紹介受診重点外来の基準を満たす×意向なし」の場合

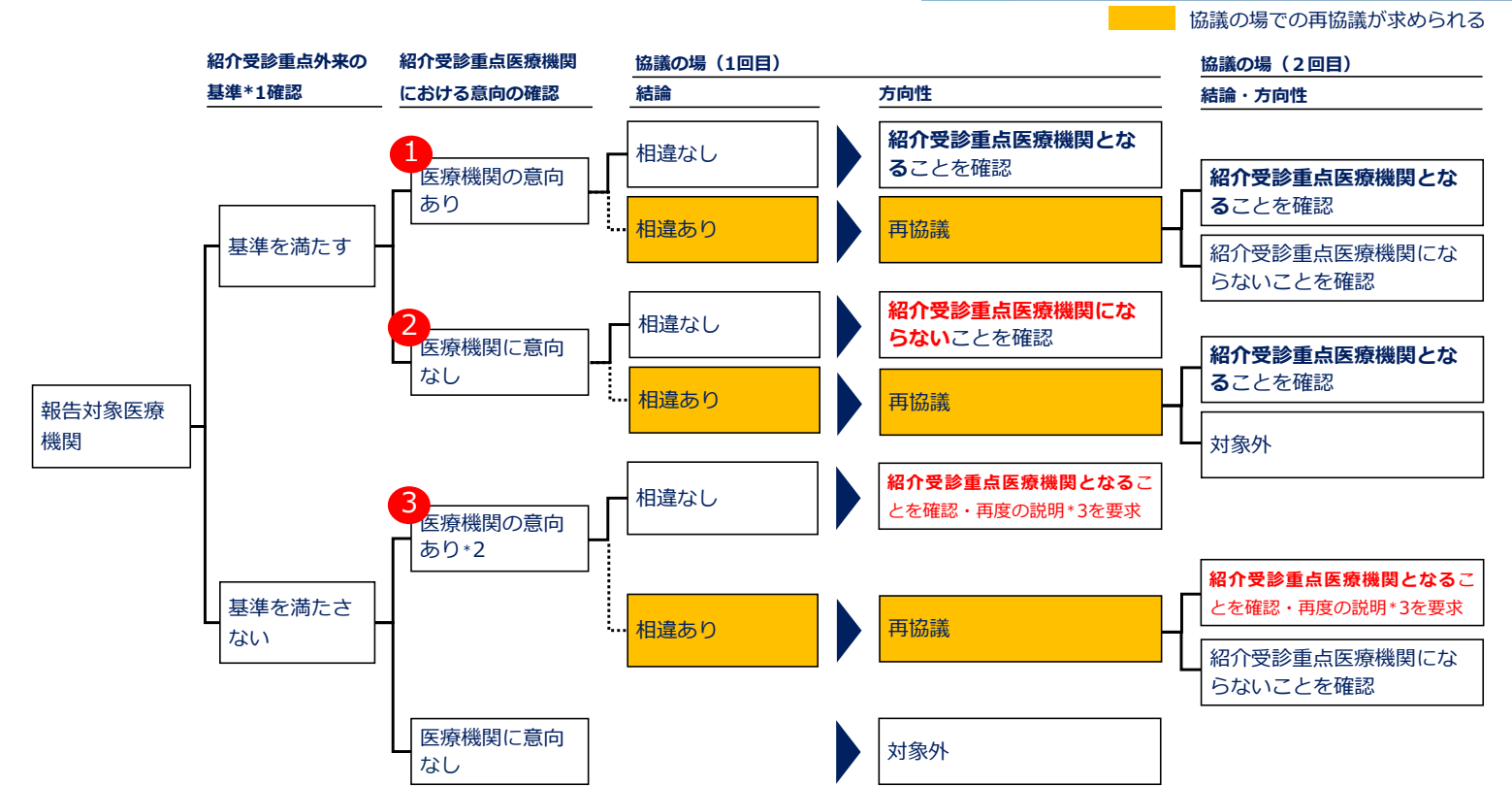
- 当該医療機関の意向が第一であることを踏まえつつ、当該地域の医療提供体制のあり方を協議の上、2回目の協議に改めて意向を確認する。

3 「紹介受診重点外来の基準を満たさない×意向あり」の場合

- 紹介受診重点外来に関する基準に加え、紹介率・逆紹介率等を活用して協議を行う。

（参考）「外来機能報告等に関するガイドライン」

協議フローについて



*1 紹介受診重点外来の基準：

- ・ 初診基準：40%以上（初診の外来件数のうち「医療資源を重点的に活用する外来」の件数の占める割合）
- ・ 再診基準：25%以上（再診の外来件数のうち「医療資源を重点的に活用する外来」の件数の占める割合）

*2 紹介率50%以上かつ逆紹介率40%以上を参考の水準とする。

*3 基準の達成に向けたスケジュール等を書面又は口頭で説明を求め、その内容を公表する。

（参考）「外来機能報告等に関するガイドライン」

2